

生活保護制度の概要等について

令和3年4月27日

厚生労働省社会・援護局保護課

目次

- 生活保護制度の概要 2p
- 最低生活費について 4p
- 生活保護基準の検証・見直しについて 14p
- 生活保護受給の状況について 21p

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入

支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

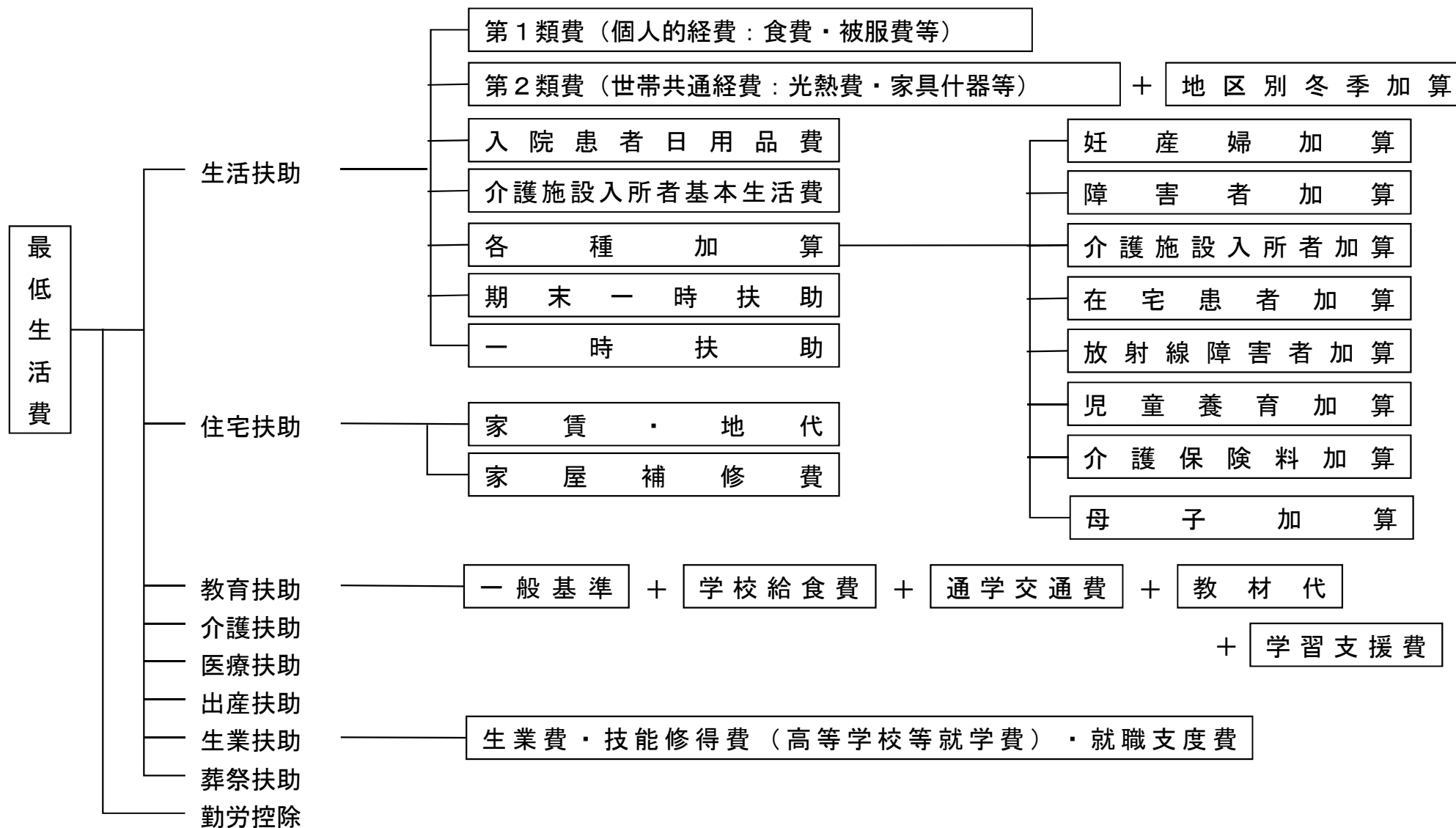
○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3／4、地方自治体が1／4を負担。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



○各種扶助・加算の概要（令和3年4月時点）

（月額）

種類		概要	令和3年4月基準額（1級地-1の場合）	
生活扶助	第1類費	基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる経費を補填するものとして支給	年齢別に設定（世帯人員別に通減率を設定）	
	第2類費	基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定	
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給	世帯人員別、地区別に設定 VI区（東京都など）の3人世帯の場合：4,240円	
	入院患者日用品費	病院等に入院している被保護者に対し、身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給	2万3,110円	
	介護施設入所者基本生活費	介護施設に入所している被保護者に対し、利用者が施設に支払う身の回り品等の必需的な日常生活費を補填するものとして支給（例. 歯ブラシ、下着、寝衣等）	9,880円以内	
	加算	妊産婦加算	妊産婦（妊娠中及び産後6ヵ月以内）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給	妊娠6ヵ月未満の場合：9,130円 妊娠6ヵ月以上の場合：1万3,790円 産後の場合：8,480円
		母子加算	ひとり親世帯のかかりまし経費（ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用）を補填するものとして、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給	子ども1人の場合：1万8,800円 ※一定の要件を見たす場合は経過的加算を加える。
		障害者加算	障害者である被保護者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填するものとして支給	身体障害者障害等級1・2級の場合：2万6,810円 3級の場合：2万3,060円
		介護施設入所者加算	介護施設に入所している被保護者に対し、理美容品等の裁量的経費を補填するものとして支給（例. タバコ等嗜好品、教養娯楽費等）	9,880円
		在宅患者加算	在宅で療養に専念している患者（結核又は3ヶ月以上の治療を要するもの）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	1万3,270円
		放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	現罹患者の場合：4万3,830円 元罹患者の場合：2万1,920円
		児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給	18歳までの子ども1人につき1万190円 ※一定の要件を満たす場合は経過的加算を加える。
	介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者である被保護者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費を補填するものとして支給	実費	
期末一時扶助	年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定 1人世帯の場合：1万4,160円		
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要経費を補填するものとして支給	費目毎に設定 （被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、その他）		

住宅扶助	家賃、間代等	借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給	実費(地域に応じて上限額を設定) 東京23区の場合:5万3,700円(単身世帯) 6万9,800円(3人世帯)
	住宅維持費	居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給 (補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度)	年額12万4,000円
教育扶助		小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)	基準額:小学校等2,600円、中学校等5,100円 教材代、学校給食費、交通費:実費 学習支援費(クラブ活動費) :実費(小学校等上限額 1万6,000円以内、 中学校等上限額 5万9,800円以内)
介護扶助		介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給	原則現物給付
医療扶助		病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの	原則現物給付
出産扶助		出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費を補填するものとして支給	施設分娩の場合:実費(上限額30万6,000円以内) 居宅分娩の場合:実費(上限額25万9,000円以内)
生業扶助	生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給	実費(上限額4万7,000円以内)
	技能修得費	技能修得費	実費(上限額8万3,000円以内) (※ 以下の場合には38万円以内で実費) ・生計維持に役立つ生業に付くため専修学校等で技能を修得し、自立助長に資することが確実に見込まれる場合 ・免許取得が雇用条件である等確実に就労に必要な場合に限り、自動車運転免許を修得する場合 ・雇用保険の教育訓練給付金の対象となる厚労大臣が指定する講座を受講し、自立助長に効果的と認められる場合(原則講座修了によって自立助長に効果的な公的資格が得られるものに限る)
		高等学校等就学費	高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の高校生等奨学給付金の活用やアルバイトなどにより負担。)
	就職支度費	就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。	3万2,000円以内

葬祭扶助		葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給	大人の場合：実費（上限額21万2,000円以内） 小人の場合：実費（上限額16万9,600円以内）
勤労控除	基礎控除	就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すもの	就労収入額に応じて設定（全額控除額15,000円）
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するもの	1万1,700円
	未成年者控除	就労している未成年者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すもの	1万1,600円

※眼鏡等の治療材料についても給付対象。給付の際には、医師に当該治療材料の必要性を確認するとともに、見積書を徴収し費用の妥当性を検証することとしている。

級地制度

級地制度の目的

- **生活保護法第8条2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差がみられる実態を踏まえ、最低限度の生活を保障する観点から、生活保護基準に地域差を設けているもの。**

(生活保護法)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、**所在地域別**その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

現行の級地間較差

- 現行の級地は、「**1級地-1**」から「**3級地-2**」までの**6区分**。
- 現行の生活扶助基準の各級地間の較差は、一般低所得世帯の消費実態を踏まえて設定。
- 平成25年8月及び平成30年10月の級地間較差の見直しは、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を参考に設定。
- 平成30年10月の見直しにおいて、**第1類費**（個人的経費に相当する部分）と**第2類費**（世帯共通経費に相当する部分）別に各級地間の較差を設けることとした。

生活扶助基準(本体)の級地間較差		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
～平成25年7月(平成25年8月からの見直し前)		100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5
平成27年4月～(平成25年8月からの見直し(※1)終了後)		100.0	95.7	90.4	88.3	84.4	80.8
平成30年10月～(※2)	第1類費	100.0	97.2	91.7	91.7	86.2	82.6
	第2類費	100.0	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1

※1 平成25年8月から平成27年4月まで3段階に分けて見直しを実施。

※2 平成30年10月から令和2年10月まで3段階に分けて見直しを実施予定。

現行の級地指定(昭和62年度～)

- 現行の級地の**指定は、各市町村の1人当たり消費支出(回帰分析による理論値)等を勘案して、市町村ごとに級地を指定。**

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例 ※ 東京都区部は1市として計上		東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	秋田市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
市町村数 (平成30年4月1日現在)	1,719 (100.0%)	58 (3.4%)	49 (2.9%)	121 (7.0%)	79 (4.6%)	557 (32.4%)	855 (49.7%)
被保護世帯数 (平成30年7月末日現在)	1,615,357 (100.0%)	647,410 (40.1%)	274,381 (17.0%)	319,008 (19.7%)	66,198 (4.1%)	206,544 (12.8%)	101,816 (6.3%)

最低生活費認定額の算出方法(令和2年10月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

(単位:円/月額)

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	16,910
3~5	27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310
6~11	35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550
12~17	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
18~19	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
20~40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570
41~59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880
60~64	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
65~69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
70~74	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620
75~	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620

人員	通減率①					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

人員	通減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130
2人	50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870
3人	55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100
4人	57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610
5人	58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。札幌市の例:4人世帯の場合は月額22,270円(10月~翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)①

生活扶助基準(第1類+第2類)②

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

(「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.855」又は「生活扶助基準(第1類+第2類)②」のいずれか高い方)
+生活扶助本体における経過的加算【A】

加算額【B】			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	18,800	17,400	16,100
児童2人の場合	23,600	21,800	20,200
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700	2,500
児童を養育する場合	10,190(児童1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算(別表)がある。

住宅扶助基準【C】			
実際に支払っている家賃・地代	1級地	2級地	3級地
	53,700	45,000	40,900

※ 東京都の例(単身の場合)。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】			
基準額	小学生	中学生	高校生
	2,600	5,100	5,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金(高校生の場合)などの実費が計上される。

介護扶助基準【E】	
居宅介護等にかかった介護費の平均月額	

医療扶助基準【F】	
診療等にかかった医療費の平均月額	

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

(別表)

(1)生活扶助本体に係る経過的加算

(単位:円/月額)

年齢	単身世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	0	0	0	0	0	0
3~5	0	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0
12~17	410	0	0	0	0	0
18~19	740	110	0	0	0	0
20~40	110	0	0	0	0	0
41~59	930	210	0	0	0	0
60~64	570	0	0	0	0	0
65~69	2,660	1,900	0	0	0	0
70~74	0	0	0	0	0	0
75~	2,090	1,400	0	0	0	0

2人世帯						
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

年齢	3人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	0	0	0	0	0	0
3~5	0	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0
12~17	0	0	0	0	0	0
18~19	0	0	0	0	0	0
20~40	0	0	0	0	0	0
41~59	1,070	540	0	0	0	0
60~64	940	460	0	0	0	0
65~69	2,280	1,720	570	0	0	0
70~74	0	0	0	0	0	0
75~	1,270	790	0	0	0	0

4人世帯						
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
4,530	3,550	1,110	0	0	0	0
2,370	2,350	1,920	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	490	840	190	
770	840	430	1,100	840	0	
770	840	430	1,440	1,670	1,010	
150	110	0	0	0	0	
150	110	0	570	740	120	

年齢	5人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	4,290	4,140	3,690	0	0	0
3~5	2,200	2,140	1,770	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0
12~17	0	0	0	0	0	0
18~19	0	0	0	0	0	0
20~40	0	0	0	0	0	0
41~59	0	0	0	0	600	420
60~64	570	630	280	1,190	1,400	410
65~69	570	630	280	1,190	1,420	1,250
70~74	110	0	0	410	180	0
75~	110	0	0	420	890	430

- ①世帯構成に合わせて、世帯員の該当する年齢別・級地別の加算額を加える。
- ②世帯構成には、入院患者、施設入所者は世帯人員数に含めない上で、加算しない。

(2)「母子世帯等」に係る経過的加算

○ 3人以上の世帯であって、児童が1人のみの場合

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯						
0歳以上5歳までの場合	3,330	3,330	0	0	0	0
6歳以上11歳までの場合	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
4人世帯						
0歳以上2歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
5人世帯以上						
0歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

※このほか児童が入院している等の一定の要件を満たす場合にも、別途加算される。

(3)「児童を養育する場合」に係る経過的加算

3人以下の世帯であって、3歳未満の児童が入院している等の場合	4,330(児童1人につき)
4人以上の世帯であって、3歳未満の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)
第3子以降の「3歳から小学生修了前」の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

最低生活保障水準の具体的事例(令和3年4月現在)

3人世帯(夫婦子1人世帯)【33歳・29歳・4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	158,760	153,890	149,130	149,130	142,760	139,630
住宅扶助(上限額)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	228,560	197,890	205,130	195,130	184,760	181,630

高齢者単身世帯【68歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	77,980	74,690	70,630	70,630	67,740	66,300
住宅扶助(上限額)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	131,680	108,690	113,630	105,630	99,740	98,300

高齢者夫婦世帯【68歳・65歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,480	117,450	113,750	113,750	108,810	106,350
住宅扶助(上限額)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	185,480	158,450	165,750	155,750	146,810	144,350

母子3人世帯【30歳・4歳・2歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	190,550	185,750	179,270	179,270	171,430	168,360
住宅扶助(上限額)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	260,350	229,750	235,270	225,270	213,430	210,360

※ 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の上限額の例である。

※ 令和3年4月現在の生活保護基準により計算。

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算（Ⅵ区の5/12）を含む。

生活扶助基準の改定方式の変遷

① 標準生計費方式(昭和21年～22年)

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③ エンゲル方式(昭和36年～39年)

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

生活扶助基準の改定状況

生活扶助基準額の年次推移

実施年月日	標準世帯基準額 (1級地)	生活扶助基準の考え方			近年の定期的検証
		標準世帯(モデル世帯)	改定方式	基準額体系	
昭和 21. 3.13	199.80	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	(参考)
昭和 21. 4. 1	252	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 21. 7. 1	303	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 21. 11. 1	456	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 22. 3. 1	630	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 22. 7. 1	912	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 22. 8. 1	1,326	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 22. 11. 1	1,500	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 23. 8. 1	4,100	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 23. 11. 1	4,535	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 24. 5. 1	5,200	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 26. 5. 1	5,826	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 27. 5. 1	7,200	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 28. 7. 1	8,000	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 32. 4. 1	8,850	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 34. 4. 1	9,346	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 35. 4. 1	9,621	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 36. 4. 1	10,344	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 37. 4. 1	12,213	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 38. 4. 1	14,289	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 39. 4. 1	16,147	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 40. 4. 1	18,204	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 41. 4. 1	20,662	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 42. 4. 1	23,451	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 43. 4. 1	26,500	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 44. 4. 1	29,945	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 45. 4. 1	34,137	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 46. 4. 1	38,916	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 47. 4. 1	44,364	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 48. 4. 1	50,575	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 49. 4. 1	60,690	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 50. 4. 1	74,952	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 51. 4. 1	84,321	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 52. 4. 1	95,114	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 53. 4. 1	105,577	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 54. 4. 1	114,340	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 55. 4. 1	124,173	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 56. 4. 1	134,976	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 57. 4. 1	143,345	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 58. 4. 1	148,649	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 59. 4. 1	152,960	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 60. 4. 1	157,396	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 61. 4. 1	(124,487)	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
昭和 62. 4. 1	126,977	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
昭和 63. 4. 1	129,136	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 元 年 4. 1	130,944	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 2. 4. 1	136,444	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 3. 4. 1	140,674	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 4. 4. 1	145,457	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 5. 4. 1	149,966	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 6. 4. 1	153,265	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 7. 4. 1	155,717	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 8. 4. 1	157,274	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 9. 4. 1	158,375	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 10. 4. 1	161,859	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 11. 4. 1	163,316	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 12. 4. 1	163,806	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 13. 4. 1	163,970	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 14. 4. 1	163,970	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 15. 4. 1	162,490	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 16. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 17. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 18. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 19. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 20. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 21. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 22. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 23. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 24. 4. 1	162,170	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 25. 8. 1	156,810	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 26. 4. 1	155,840	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 27. 4. 1	150,110	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 28. 4. 1	150,110	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
平成 29. 4. 1	150,110	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
平成 30. 10. 1	148,900	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	
令和 元 10. 1	149,790	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	近年の定期的検証
令和 2. 10. 1	148,570	5人世帯	標準生計費方式	6地域区分制 21.7.1	

※1 ()は昭和61年4月1日との比較のために、昭和60年4月1日における標準3人世帯基準額を記載した
 ※2 昭和62年4月1日以降の基準額は、1級地—1の基準額を記載した

生活保護基準の検証・見直しについて

＜前回検証を踏まえた基準見直しの概要＞

1 生活扶助基準の見直し

○ 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)

夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡

○ 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証

年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較

→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

2 有子世帯の扶助・加算の見直し

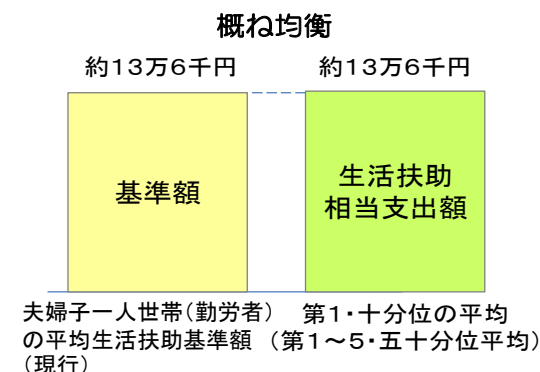
○ 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

○ 教育扶助や高等学校等就学費については、文房具などの日常的に必要な費用は平均的な費用を金銭給付とし、体操服や楽器、クラブ活動費など、購入時にまとまった額が必要となる費用については実費で支給することとした。制服の買い直しや高校受験(2回目)への対応を可能とした。

3 検証結果の反映にあたっての措置

○ それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。

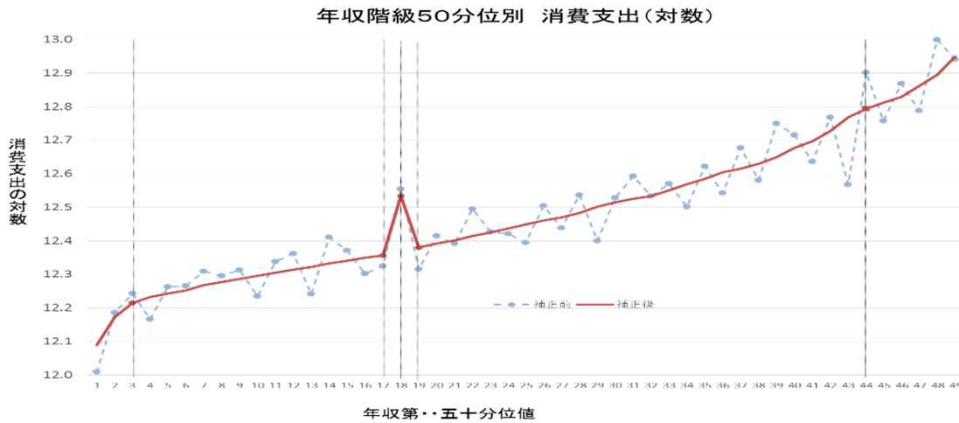
○ このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることとした。



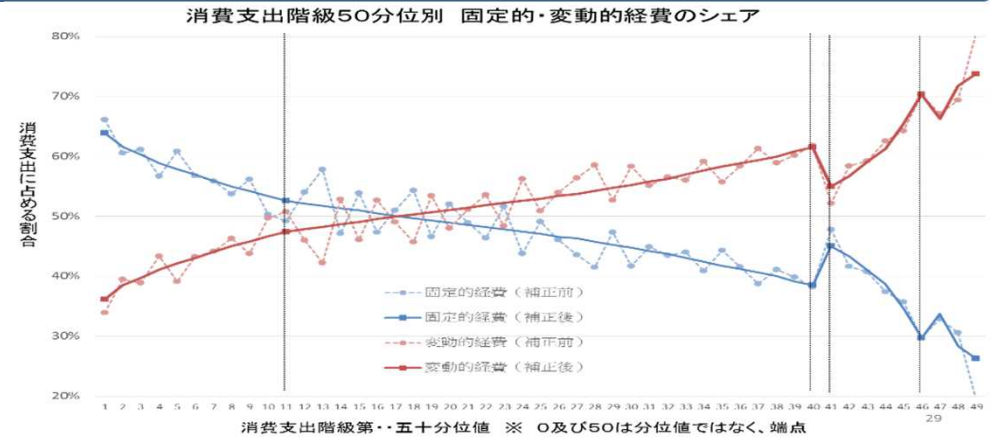
生活扶助基準の水準の妥当性に関する検証結果(高さ比べ)(平成29年検証)(夫婦子1人世帯)

- (1) 年間収入階級別の消費データを用いて、変曲点(※)における消費支出額の分析を行った。
 ※「変曲点」・・・ある所得以下になると急激に消費支出が低下する点。大部分の国民が維持してきた生活様式が保たれる限界点と解釈し、昭和59年以降、変曲点の消費支出を最低生活水準とみなしている。(平成15年以降は明示的に年収階級第1・十分位(下位10%)の平均消費水準を参照)
- (2) 消費支出額の分析のみでは、消費の内容面を確認することができないことから、今回、新たに消費支出階級別の消費データを用いて、家計の消費構造が変化(食費、光熱水費などの固定的経費の支出割合が上昇)する点の分析を併せて行った。
 ※ 昭和58年の検証において、変曲点以下の世帯では食費の支出が大部分を占めることにより、交際費等の社会的経費の支出が急激に低下していくことを確認した。

(1) 年収階級別の消費支出額の変化に関する分析



(2) 消費構造の変動に関する分析



【変曲点の分析結果】

年間収入階級第3・五十分位値(第3～4・五十分位の平均)

第3・五十分位値の消費支出額(理論値)約20万2千円

【消費構造が変化する点の分析結果】

消費支出階級第11・五十分位値(第11～12・五十分位の平均)

第11・五十分位値の平均消費支出額は約19万8千円

(1)と(2)の分析結果のまとめ

(1)と(2)共に、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の平均消費支出額約20万2千円と同水準であることを確認。

比較対象の所得階層の決定

生活扶助基準と比較対象とする所得階層は「夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位」と設定

検証結果

夫婦子1人世帯の生活扶助基準額と消費支出額との比較

概ね均衡

約13万6千円

基準額

現行の平均

約13万6千円

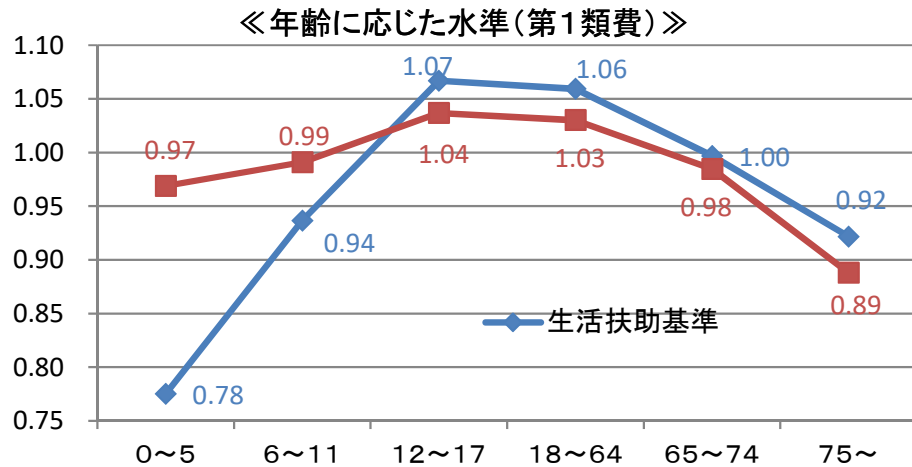
生活扶助相当支出額

第1・十分位の平均

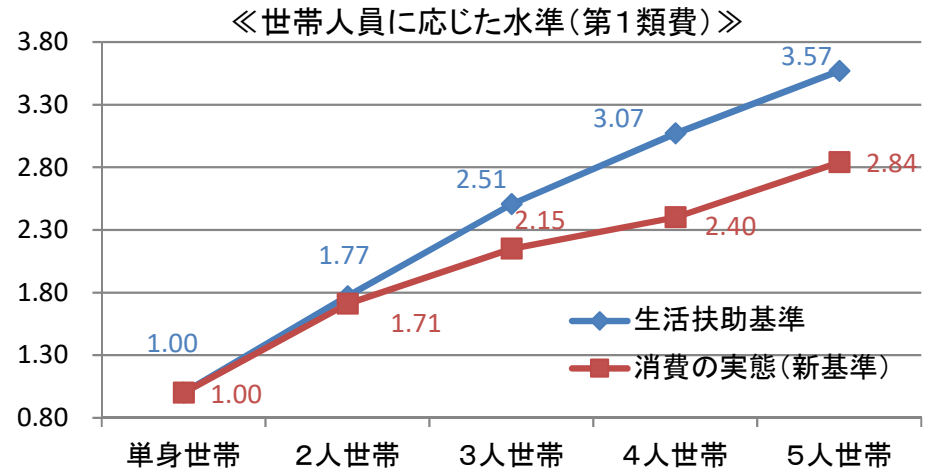
(第1～5・五十分位平均)

年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証結果(平成29年検証)

(1)「年齢別」の検証 ※全年齢平均を1とした指数



(2)「世帯人員別(第1類費)」の検証



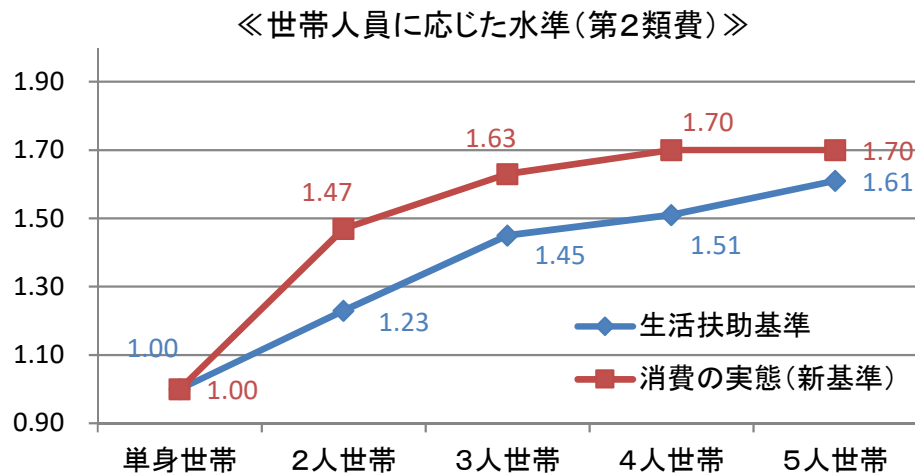
【結果】

・基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

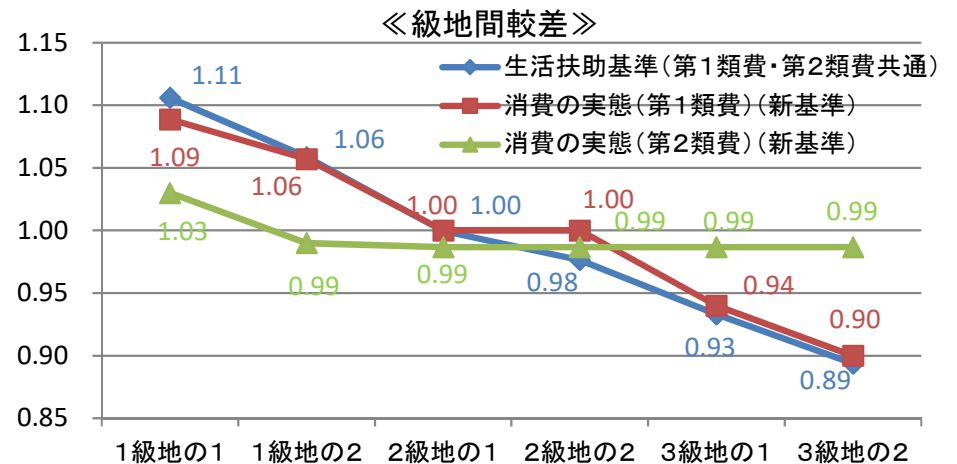
【結果】

・基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

(3)「世帯人員別(第2類費)」の検証



(4)「居住地域別(地域別)」の検証 ※全級地平均を1とした指数



【結果】

・基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

【結果】

・基準額の地域差と比べれば、消費実態の地域差は小さくなっている。

母子加算の検証・見直し(平成29年検証)

検証の考え方

- ひとり親世帯が、ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用を算出し、その費用に対し、ひとり親世帯の生活扶助本体では不足する部分をひとり親世帯のかかり増し経費として評価した。

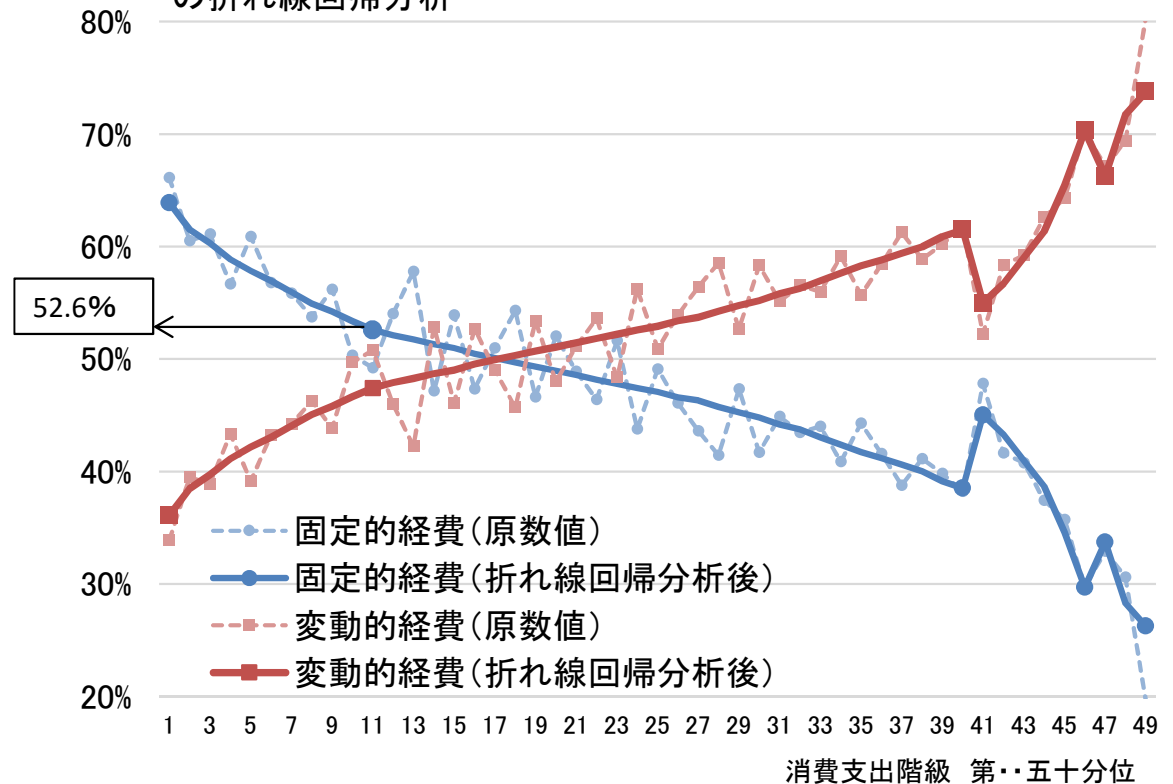
検証方法

- ① 夫婦子1人世帯の消費構造が変化する点の固定的経費の割合(52.6%)を算出
※ この点における消費支出額(19.8万円)と、年収階級第1・十分位の平均消費支出額(20.2万円)はほぼ同等
- ② ひとり親子1人世帯において、52.6%の水準を満たす消費支出額を回帰分析を用いて算出(17.8万円)した上で、消費支出に占める生活扶助相当支出の割合を乗じて、当該ひとり親世帯の生活扶助相当支出額を算定(13.0万円)
- ③ その13.0万円の支出がひとり親世帯において可能となるよう、そのかかり増し費用として、夫婦子1人世帯から算出したひとり親子1人世帯の生活扶助本体(11.3万円)との差額(1.7万円)を算出し、母子加算額の検証を実施。

検証結果を踏まえた見直し

- 検証において算出したひとり親世帯のかかり増し費用を母子加算額とした。

夫婦子1人世帯(勤労者世帯)における固定的・変動的経費のシェアの折れ線回帰分析



児童養育加算の検証・見直し(平成29年検証)

1. 児童養育加算の経緯

- 児童養育加算は、昭和47年に創設して以来、児童手当の効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、その額及び支給対象者を児童手当と同一となるよう改定してきている。(児童手当の収入は収入認定を行う必要があるため、改めて加算として給付している。)

2. 平成29年検証の内容

- これまで児童養育加算は、見直しの検討を行ったことはなかったが、①生活扶助本体(第1類費及び第2類費)と比較する一般低所得世帯(夫婦子1人世帯)の消費支出には児童手当の収入の影響も含まれており、生活扶助本体に児童手当の収入分が含まれているとすれば、加算を行うことは二重の配慮をしている可能性があること、②児童手当見合いで支給する意義が曖昧であるとの指摘が財政審等からなされていたことから、今日、改めて子どもの健全育成にかかる費用を検証した。
- 具体的には、子どもの健全育成のためには、教育だけでなく、社会的・文化的活動の機会の幅を広げることが重要であることを踏まえ、子どもの学校外活動にかかる費用について、子どもがいる世帯全体の平均的費用との比較を実施。

3. 検証結果を踏まえた見直し

- 全体の平均的費用(中位階層の平均費用)と生活扶助本体でカバーされる費用(年収階級第1・十分位の平均費用)の差額を児童養育加算として評価することとした。
- また、支給対象者については、検証結果を踏まえ児童養育加算が学校外活動にかかる費用を評価することとしたことから、これまで中学生までの子どもとしていたところを、高校生まで拡大することとした。(支給額については、年齢差は設けず一律に設定する。)

・年収十分位別の学校外活動費の支出状況(全国消費実態調査)

(単位:月額)

第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
6千円	9千円	10千円	13千円	16千円	16千円	19千円	24千円	29千円	41千円

生活扶助費本体(第1・2類費)の算定上に含まれる額

中位階層における支出額(第5～第6十分位の平均)
月額約1万6千円

教育扶助及び高等学校等就学費の見直し(平成29年検証)

見直し前の考え方 (H30. 9月以前)			見直し後の考え方 (H30. 10月以降)	
基準額	内 容		見直し内容	
	学用品費	その他の教育費	見直し内容	
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	支給方法 【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円	○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。 【金銭給付(月額)】 小学校2,600円 中学校5,000円 高 校5,200円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		【実費支給】 ※上限設定なし	○ 「楽器購入費」を追加 【実費支給】 ※上限設定なし
学習支援費	家庭内学習費用(学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。)、クラブ活動費		【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円	○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。 【実費上限(年額)】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
入学準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費(※1回限り)		【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内	○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める 【実費上限(年額)】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高 校86,300円以内
入学 考査料 ※高校受験	入学考査料(※1回限り)		公立高校入学考査料相当額	○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める 入学考査料相当額 (私立高校含む)

※ 学習支援費における実費支給においては、領収書確認による精算給付だけでなく、クラブ活動にかかる必要な費用が事前に確認できる資料(見積書等)をもって、事前給付を可能とする。また、学校で実施するクラブ活動以外にも、一定の要件を満たす活動も給付対象とする。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

学習支援費の運用の見直し(平成29年検証)

- 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前(H30.9月以前)【金銭給付(月額)】	見直し後(H30.10月以降)【実費支給(年額)】
小学校	2,630円(年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円(年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円(年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

- クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

- ①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

支給手続

事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

- クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。

※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出等

- この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

- 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

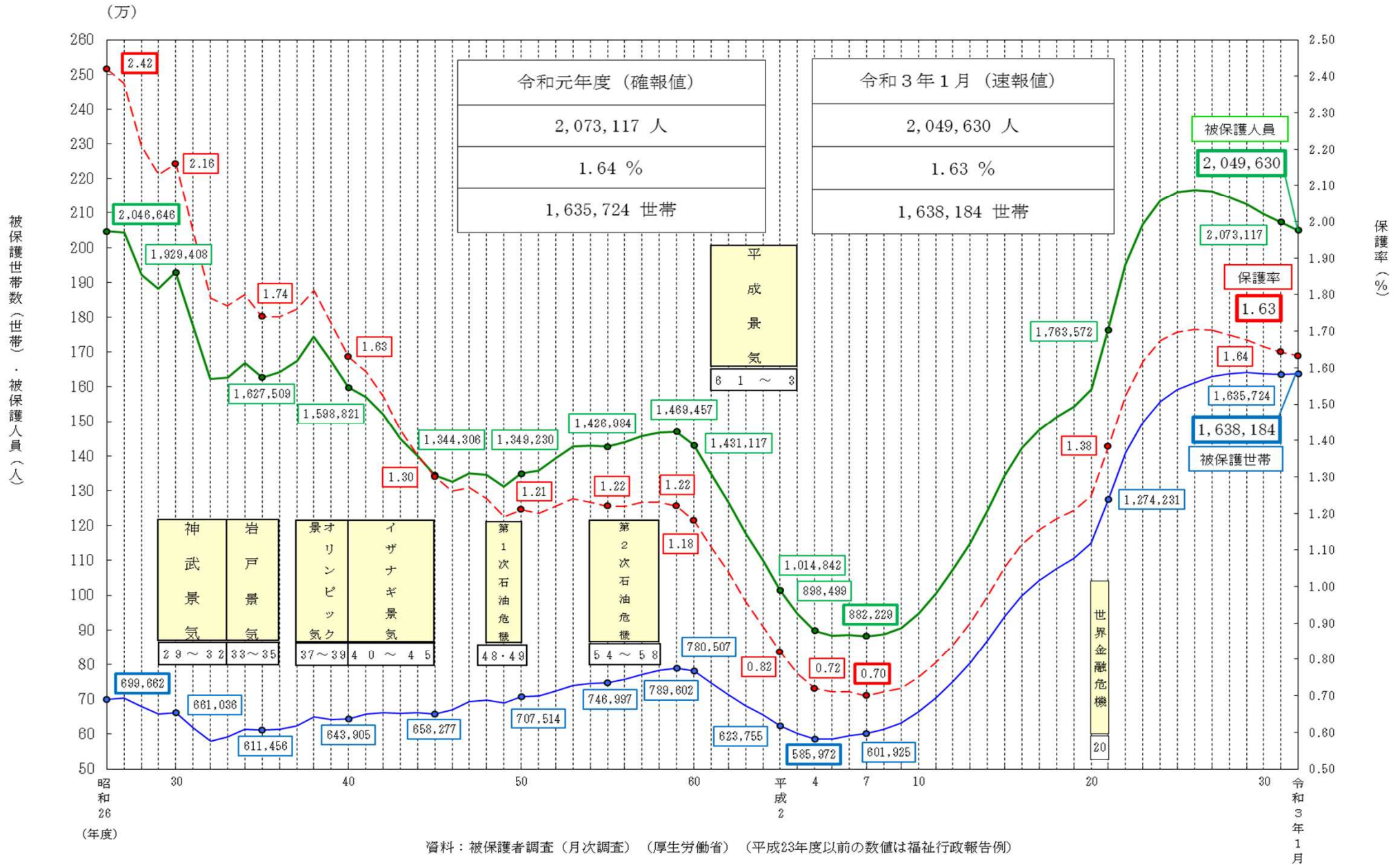
クラブ活動の加入の確認

- また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

生活保護受給の状況について

- 生活保護受給者数は約205万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和2年											令和3年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
生活保護受給者数(万人)	206.4	206.7	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0	205.0
対前年同月比(%)	▲1.2	▲1.1	▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.2	▲1.2	▲1.1	▲1.2	▲1.1	▲1.0	▲0.9
対前月比(%)	▲0.2	0.1	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2	▲0.03	0.02	▲0.1	0.1	▲0.04

■生活保護受給世帯数

	令和2年											令和3年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
生活保護受給世帯数(万世帯)	163.3	163.5	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8	163.8
対前年同月比(%)	▲0.2	▲0.1	0.01	0.1	0.1	▲0.03	▲0.1	0.002	▲0.1	▲0.03	0.1	0.2
対前月比(%)	▲0.2	0.1	▲0.04	0.1	0.02	0.01	▲0.1	0.02	0.1	▲0.02	0.1	0.004

■保護の申請件数

	令和2年											令和3年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
保護の申請件数	16,115	21,030	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308	20,061
対前年同月比(%)	▲3.5	7.4	24.9	▲9.7	▲4.4	▲11.1	▲4.1	1.7	1.8	2.7	6.5	7.2
対前月比(%)	▲13.9	30.5	2.2	▲16.3	▲4.4	14.3	▲11.2	8.9	▲2.0	2.4	▲9.2	15.9

■保護開始世帯数(決定件数)

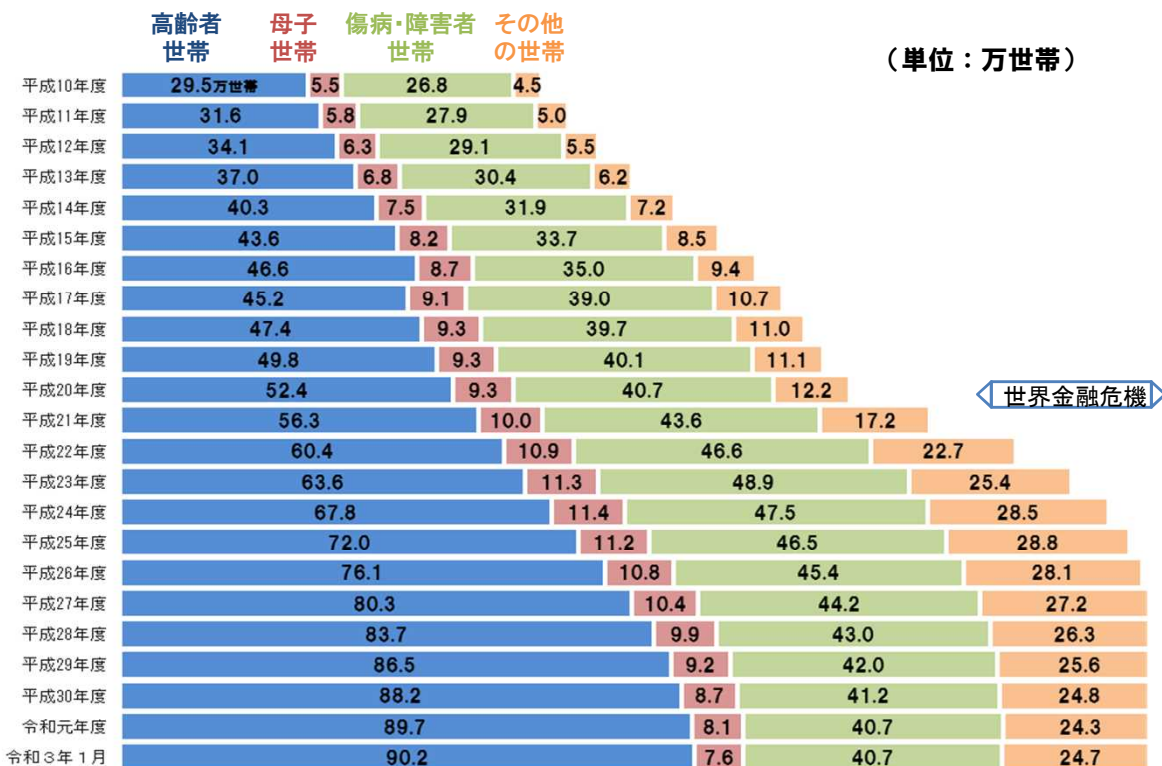
	令和2年											令和3年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
保護開始世帯数	15,043	18,713	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272	16,072
対前年同月比(%)	▲3.2	6.4	14.9	7.5	▲6.3	▲14.5	▲7.8	3.6	▲3.4	2.6	4.0	8.2
対前月比(%)	1.2	24.4	3.5	▲12.7	▲10.4	5.9	▲7.9	12.5	1.9	▲0.1	2.2	▲6.9

※令和2年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

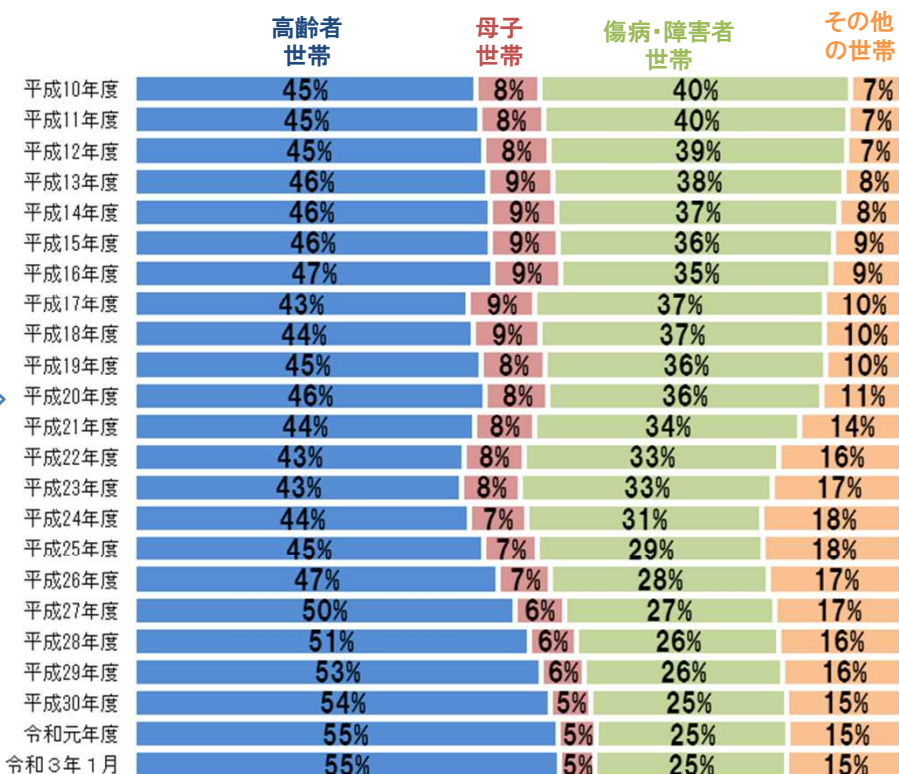
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の91.9%が単身世帯（令和3年1月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和3年1月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

都道府県・指定都市・中核市別保護率(令和3年1月時点)

○全国平均保護率:1.63%(1.52%)

○都道府県別保護率

○指定都市別保護率

○中核市別保護率

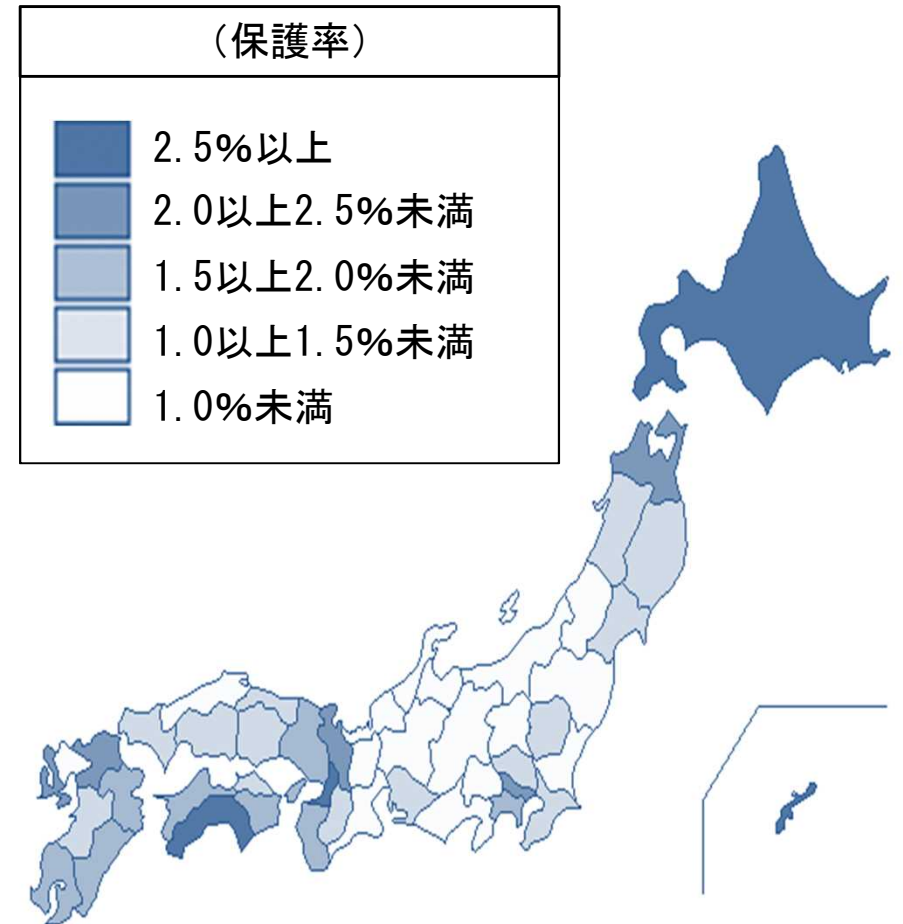
上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.10 (3.20)
北海道	2.96 (2.90)
沖縄県	2.64 (2.08)
高知県	2.57 (2.61)
福岡県	2.38 (2.41)
青森県	2.31 (2.08)
京都府	2.15 (2.22)
長崎県	2.03 (2.00)
東京都	2.03 (1.95)
鹿児島県	1.85 (1.80)

下位10都道府県	
	保護率(%)
山梨県	0.87 (0.57)
島根県	0.82 (0.76)
滋賀県	0.77 (0.74)
群馬県	0.77 (0.61)
山形県	0.73 (0.55)
石川県	0.62 (0.56)
岐阜県	0.59 (0.51)
福井県	0.54 (0.41)
長野県	0.54 (0.49)
富山県	0.37 (0.30)

保護率(%)	
大阪市	4.90 (5.49)
札幌市	3.64 (3.38)
堺市	3.00 (2.81)
神戸市	2.89 (2.95)
京都市	2.87 (3.02)
福岡市	2.67 (2.59)
北九州市	2.40 (2.24)
千葉市	2.16 (1.67)
熊本市	2.04 (1.84)
名古屋市	2.03 (1.87)
広島市	1.98 (2.12)
川崎市	1.95 (2.08)
相模原市	1.92 (1.44)
横浜市	1.84 (1.72)
岡山市	1.77 (1.66)
仙台市	1.68 (1.51)
さいたま市	1.50 (1.32)
新潟市	1.48 (1.24)
静岡市	1.36 (1.00)
浜松市	0.90 (0.85)

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.49 (4.45)
那覇市	4.15 -
尼崎市	3.87 (3.61)
旭川市	3.62 (3.77)
東大阪市	3.56 (3.84)
高知市	3.37 (3.47)
寝屋川市	3.13 -
青森市	3.01 (2.72)
長崎市	2.95 (2.76)
八尾市	2.91 -

下位10市	
	保護率(%)
郡山市	1.00 (0.93)
福井市	0.98 -
高崎市	0.93 -
長野市	0.89 (0.67)
金沢市	0.87 (0.77)
山形市	0.87 -
豊田市	0.56 (0.58)
岡崎市	0.56 (0.52)
豊橋市	0.56 (0.64)
富山市	0.55 (0.38)



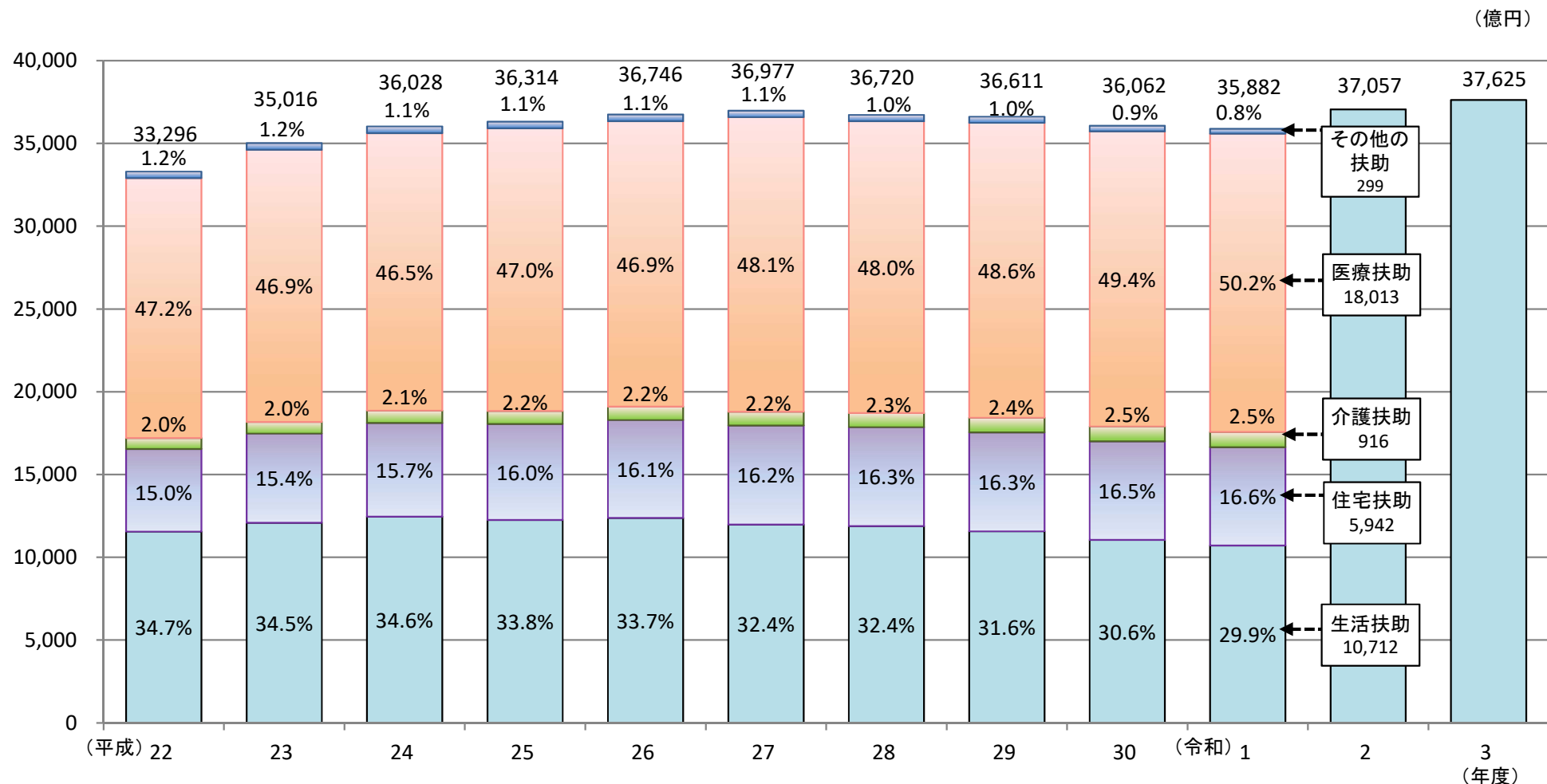
注1:指定都市及び中核市数値は再掲

注2:括弧内は10年前(平成22年度)の保護率

資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省) (平成22年度は福祉行政報告例) ※令和3年1月分は速報値

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

○ 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.8兆円(令和3年度当初予算)。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※1 施設事務費を除く

※2 令和元年度までは実績額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度は当初予算

※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4